

議案第17号

大田原市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について
大田原市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月25日提出

大田原市長 相 馬 憲 一

大田原市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例

(大田原市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第1条 大田原市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和29年条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前（旧）の欄に掲げる規定を同表の改正後（新）の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後（新）	改正前（旧）
<u>大田原市職員の分限に関する条例</u> （目的） 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第3項の規定による職員の意に反する降任、免職及び休職の手續及び効果並びに同条第4項の規定による職員の失職の特例に関し規定することを目的とする。 （降任、免職及び休職の手續） 第2条 任命権者は、法第28条第1項第2号の規定に該当するものとして、職員を降任し、又は免職する場合_____	<u>大田原市職員の分限に関する手續及び効果に関する条例</u> （この条例の目的） 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第3項の規定に基づき、<u>職員の意に反する降任、免職及び休職の手續及び効果</u>_____に _____に関し規定することを目的とする。 （降任、免職及び休職の手續） 第2条 任命権者は、法第28条第1項第2号の規定に該当するものとして、職員を降任し、若しくは免職する場合又は同条第2項第1号の規定に該当するものとして職員を休職する

においては、医師2名を指定して、あらかじめ診断を行わせなければならない。 2 任命権者は、<u>法第28条第2項第1号の規定に該当するものとして、職員を休職する場合においては、あらかじめ医師の診断を受けさせなければならない。この場合において、任命権者は、特に必要があると認めるときは、医師を指定して、診断を行わせることができる。</u> 3 (略) 4 職員は、<u>第1項及び第2項に規定する診断を受けるよう命ぜられた場合には、これに従わなければならない。</u> (失職の特例) 第5条 任命権者は、<u>禁錮以上の刑に処せられた職員のうち、その刑に係る罪が過失によるものであり、かつ、その刑の執行を猶予された者について、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わないものとする</u>ことができる。 2 (略) (委任) 第6条 (略)	場合においては、医師2名を指定して、あらかじめ診断を行わせなければならない。 (新設) 2 (略) 3 職員は、<u>第2条第1項に規定する診断を受けるよう命ぜられた場合には、これに従わなければならない。</u> (失職の特例) 第5条 任命権者は、<u>職務遂行中の過失による事故又は通勤途上の過失による交通事故に係る罪により禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を猶予された職員について、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わないものとする</u>ことができる。 2 (略) (この条例の実施に関し必要な事項) 第6条 (略)
---	---

(大田原市職員の分限に関する条例の一部改正)

第2条 大田原市職員の分限に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前(旧)の欄に掲げる規定を同表の改正後(新)の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後(新)	改正前(旧)
(失職の特例) 第5条 任命権者は、<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた職員のうち	(失職の特例) 第5条 任命権者は、<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた職員のうち、

、その刑に係る罪が過失によるものであり、かつ、その刑の執行を猶予された者について、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わないものとすることができる。 2 (略)	その刑に係る罪が過失によるものであり、かつ、その刑の執行を猶予された者について、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わないものとするすることができる。 2 (略)
---	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定による改正後の大田原市職員の分限に関する条例の規定は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 前項ただし書に規定する施行の日前にした行為に対し禁錮以上の刑に処せられた者は、拘禁刑以上の刑に処せられた者とみなす。